

地域密着型通所介護の創設等に係る市条例の改正について

制定背景及び趣旨

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律により、平成28年4月1日から介護保険法の一部が改正され、地域密着型通所介護の創設等がされることから、関係条例の整理に関する条例（以下、「整理条例」という。）を制定するものです。

整理条例により改正される条例

● 匝瑳市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

【改正の概要】

- 1 地域密着型通所介護に係る規定を整備する。
国基準のうち、次の基準を除き、国基準と同様とする。
(1) 記録の保存期間を5年間とする。（省令は、2年間）
(2) 役員等は暴力団員等又は暴力団密接関係者であってはならない。（独自基準）
- 2 認知症対応型通所介護に運営推進会議を設置し、おおむね6月に1回以上開催する。
（国基準と同じ）

● 匝瑳市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

【改正の概要】

- 1 介護予防認知症対応型通所介護に運営推進会議を設置し、おおむね6月に1回以上開催する。（国基準と同じ）

※参考

- 1 地域密着型通所介護とは、利用定員19人未満の入浴、排泄、食事の介護及び日常生活上の世話をを行う施設（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令）で今後、規定する予定。）。
- 2 運営推進会議は、事業者が自ら設置し、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村職員等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的としています。